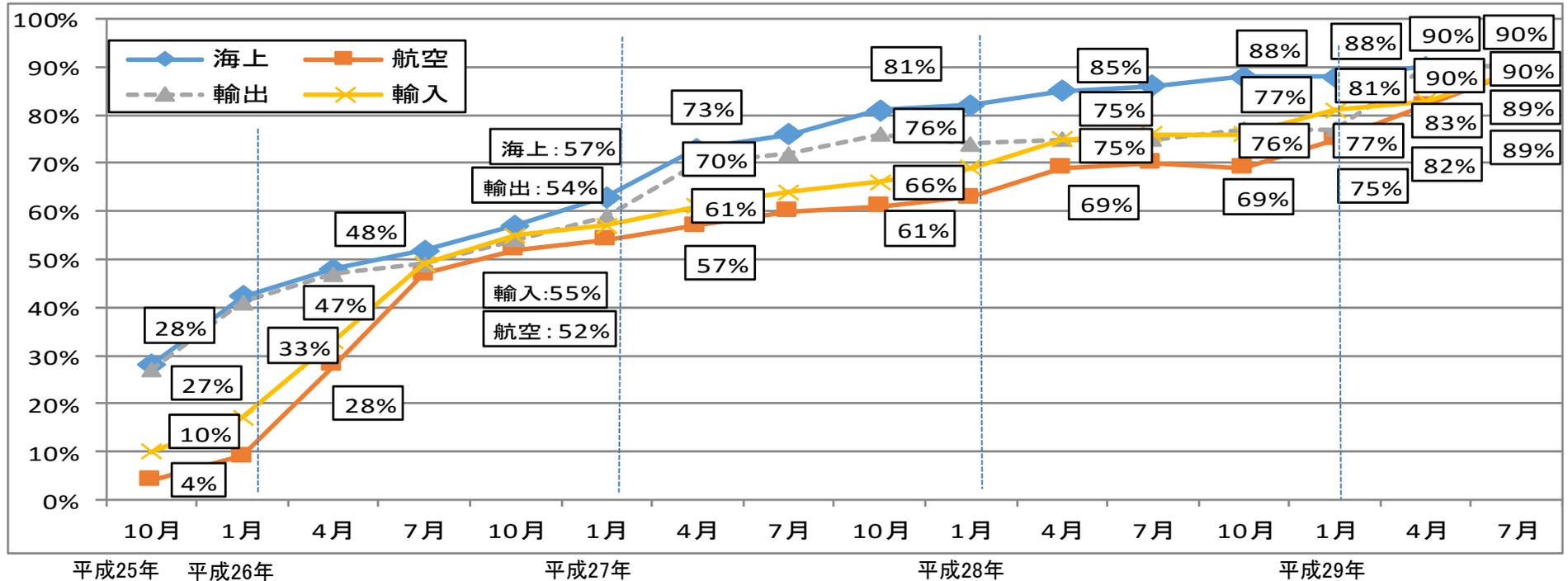


# 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出状況

○通関関係書類の提出が必要な申告（書類審査扱い（区分2）及び検査扱い（区分3））に占める電磁的記録により提出された申告の割合



①貨物別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	H26 1月	4月	7月	10月	H27 1月	4月	7月	10月	H28 1月	4月	7月	10月	H29 1月	4月	7月
海上貨物	28	42	48	52	57	63	73	76	81	82	85	86	88	88	90	90
航空貨物	4	9	28	47	52	54	57	60	61	63	69	70	69	75	82	89

②輸出入申告別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	H26 1月	4月	7月	10月	H27 1月	4月	7月	10月	H28 1月	4月	7月	10月	H29 1月	4月	7月
輸出申告	27	41	47	49	54	59	70	72	76	74	75	75	77	77	90	90
輸入申告	10	17	33	49	55	57	61	64	66	69	75	76	76	81	83	89

(注) マニフェスト等による輸出入申告を除外

- 「マニフェスト等による輸出入申告」とは、航空貨物において、貨物の価格が20万円以下の輸出貨物（平成10年6月導入）又は 課税価格が1万円以下の輸入貨物（平成13年4月導入）について、申告項目を大幅に簡素化したマニフェスト等による申告を認める制度。
- 「マニフェスト等による輸出入申告」については、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合であっても、税関が通関関係書類の提出が必要と判断した場合のみ書類が提出されることから、利用率の算出対象から除外。